

日の出町地域防災計画 資料編

目次

1	日の出町防災会議条例	資-1
2	日の出町防災会議運営要綱	資-3
3	日の出町災害対策本部条例	資-5
4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資-6
5	協定等	資-8
6	避難場所・避難所等	資-10
7	土砂災害警戒区域及び浸水予想区域内の要配慮者利用施設	資-13
8	防災活動拠点	資-14

1 日の出町防災会議条例

昭和39年8月17日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、日の出町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日の出町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命したのものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 東京都知事の部内の職員
 - (3) 警視庁の警察官
 - (4) 東京消防庁の消防吏員
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 日の出町教育委員会の教育長
 - (7) 日の出町消防団員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) その他の公共的機関の役員又は職員のうち町長が認めるもの
- 6 前項の委員の総数は、35名以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、町の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月15日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月9日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月14日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月3日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

2 日の出町防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日の出町防災会議条例（昭和39年日の出村条例第24号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、日の出町防災会議（以下「会議」という。）の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱及び任命)

第2条 委員の委嘱及び任命は、条例第3条第5項各号に規定する者で、次の各号によるものとする。

- (1) 第1号より第4号まで、第8号、第9号、第10号の者は委嘱とする。
- (2) 第5号より第7号までの者は任命とする。

(異動等の報告)

第3条 条例第3条第5項第1号より第4号まで第8号及び第9号、第10号に規定する委員は、異動があった場合、後任者の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認められるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。
- 4 前項に規定する通知を受けた委員が事故のため会議に出席できないときは、あらかじめ書面により会長に通知したうえで、代理者を出席させることができる。
- 5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(議事手続)

第5条 会議の議長は、会長の職にある者があたる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員の任命)

第6条 町長は、会議に専門委員を置く場合は、条例第4条第2項に規定する者のうちから任命する。

(専門委員の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の記録)

第8条 会長は、議事録を作成し、保管しなければならない。

- 2 議事録は、次の各号を記載しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の職名及び氏名
 - (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (4) その他必要と認める事項

(会議の公開)

第9条 会議及び議事録は公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 前項に定めるもののほか、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについては、会長において専決処分することができる。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）並びにこれらに基づく政令等の改正に基づき、救助の程度、方法、期間等について、日の出町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を修正すること。
- (2) 氏名、住所、電話番号等その他軽易な事項について、地域防災計画を修正すること。
- (3) 町の組織の改正に伴い、地域防災計画を修正すること。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときには、これを次の会議に報告しなければならない。

（部会）

第11条 部会は、生活安全安心課長が招集する。

- 2 部会長は、部会の議長となる。
- 3 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告するものとする。
- 4 部会の中に、必要に応じて分科会を置くことができる。

（その他）

第12条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

（附則）

この要綱は、公布の日から施行する。

3 日の出町災害対策本部条例

昭和39年8月17日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、日の出町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和39年9月1日から施行する。

附 則(平成24年9月3日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	避難所設置費 1日1人当たり330円 福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施 2 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型仮設住宅 1戸あたり5,714,000円 ・建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 ・福祉仮設住宅を建設型仮設住宅として設置することができる。 2 借上型仮設住宅 世帯の人数に応じて1に準拠	建設型は災害発生の日から20日以内着工 借上型は災害発生の日から速やかに提供	1 供与期間 完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。																																						
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	1 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊（焼）半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限ること (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼・流失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>44,000</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼・床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊・全焼・流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	44,000	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊・半焼・床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全壊・全焼・流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																			
	冬	31,200	44,000	56,200	65,700	82,700	11,400																																			
半壊・半焼・床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																			
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																			
医療	医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 医療の範囲 (1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日	1 助産の範囲 (1)分べんの介助																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	者であって、災害のため助産の途を失った者	2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	以内	(2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ住家に居住することが困難である者	居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1 1世帯当たり595,000円以内（2に掲げる世帯以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり4,500円 中学校生徒1人当たり4,800円 高等学校等生徒1人当たり5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（その他学用品）15日以内	被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1 体当たり 大人（12歳以上）215,200円以内 小人（12才未満）172,000円以内	災害発生の日から10日以内	次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する (1) 棺（付属品含む） (2) 埋葬及び火葬（賃金職員等雇上費含む） (3) 骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理（埋葬を除く。）	(洗浄・縫合、消毒等の措置) 1 体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり5,400円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1 世帯当たり137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

5 協定等

※締結先は、協定締結時の機関・事業者等の名称

協定名	締結先	締結年月日	概要
災害時における医療救護活動に関する協定	西多摩医師会	昭和 52 年 7 月 12 日	医療救護班の派遣
災害時における応急救護活動についての協定	西多摩接骨師会	平成 8 年 2 月 20 日	傷病者の応急救護、衛生材料等の提供
震災時等の相互応援に関する協定	多摩地域 26 市 4 町村	平成 8 年 3 月 1 日	資機材、物資、車両、施設等の提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋等
消防相互応援協定	西多摩地域 8 市町村	平成 17 年 7 月 1 日	消防団の相互応援
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンモール株式会社・株式会社マイカル	平成 19 年 11 月 23 日	被災者に対する水道水、トイレ、食料・生活物資等の提供、店舗敷地での食料・物資等の集積
災害時における食料品及び日用品等の調達に関する協定書	株式会社マイカル	平成 19 年 11 月 23 日	物資の供給
災害時における井戸の利用に関する協定書	協同乳業株式会社	平成 19 年 3 月 28 日	井戸を利用した生活用水等の応急給水
非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁秋川消防署	平成 20 年 3 月 17 日	非常無線通信の利用
災害時におけるボランティア活動等に関する協定書	社会福祉法人日の出町社会福祉協議会	平成 20 年 4 月 1 日	災害ボランティアセンターの設置、運営
防災相互協定書	西多摩緊急災害協力会	平成 20 年 10 月 21 日	人員・機材等の手配
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局	平成 21 年 7 月 14 日	し尿の受入れ
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成 24 年 2 月 15 日	情報交換、情報連絡員の派遣
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人芳洋会 介護老人福祉施設 日の出ホーム	平成 25 年 2 月 7 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人ほうえい会 介護老人福祉施設 栄光の杜	平成 25 年 2 月 7 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人清快福祉会 介護老人福祉施設 清快園	平成 25 年 2 月 8 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人道心会 介護老人福祉施設 藤香苑	平成 25 年 2 月 14 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人福陽会 介護老人福祉施設 第 3 サンシャインビラ	平成 25 年 2 月 18 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人櫻灯会 介護老人福祉施設 日の出紫苑	平成 25 年 2 月 25 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人浴光会 介護老人福祉施設	平成 25 年 2 月 26 日	要配慮者の避難施設としての利用

	羽生の里		
災害時における応急措置活動に関する協定書	日の出町建設業協会	平成 25 年 5 月 9 日	応急措置活動
消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	東京都水道局	平成 25 年 7 月 16 日	応急給水資器材等の貸借、応急給水訓練の実施等
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	東京都水道局	平成 25 年 7 月 16 日	初動応急給水活動の実施、鍵の管理等
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人太陽福祉協会 障がい者支援施設 日の出太陽の家	平成 25 年 8 月 1 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人泉会 障がい者支援施設 日の出舎	平成 25 年 10 月 1 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人山の子会 障がい者支援施設 山の子の家	平成 25 年 10 月 7 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時における救援物資の供給等に関する協定書	秋川農業協同組合	平成 26 年 2 月 18 日	救援物資の供給、燃料の供給、農地の幹旋・提供、農業用施設の提供
災害時における応急措置活動に関する協定書	日の出町水道工事店組合	平成 26 年 7 月 1 日	ライフラインの応急措置活動
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人櫻継会 介護老人福祉施設 幸神さくら	平成 27 年 3 月 27 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人清快福祉会 介護老人福祉施設 新清快園	平成 27 年 3 月 31 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害発生時における日の出町とあきる野郵便局及び日の出町内郵便局の協力に関する協定	郵便事業株式会社あきる野支店	平成 27 年 7 月 1 日	施設・用地・資材等の提供
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	医療法人社団互生会 介護老人保健施設 ファミリート日の出	平成 28 年 11 月 1 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	社会福祉法人青梅白寿会 介護老人保健施設 ウェルピア白寿	平成 28 年 11 月 1 日	要配慮者の避難施設としての利用
災害時要援護者の避難施設に関する協定書	医療法人社団秀仁会 介護老人保健施設 日の出さくら	平成 28 年 11 月 1 日	要配慮者の避難施設としての利用
多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局	平成 30 年 10 月 29 日	下水道管路施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 4 月 10 日	アプリによる情報の発信
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和 2 年 10 月 21 日	倒木処理等の協力、電源車の派遣等

6 避難場所・避難所等

指定緊急避難場所（広域避難場所含む）・指定避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	緊急避難場所			避難所	屋内収容人数(人)
				地震	浸水	土砂		
平井	平井小学校	平井 1218	597-0044	○	○	○	○	1,969
平井	本宿小学校	平井 1855	597-0400	○	○※2	○※2	○	1,871
平井	平井中学校	平井 2654	597-0021	○	○	○	○	2,565
平井	ひのでグリーンプラザ	平井 3231-1	597-0270	○	○※1	○※1	○	449
平井	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター（高齢者優先）	平井 4118	597-4040	○	○	○	○	144
平井	本宿老人福祉センター（高齢者優先）	平井 1982	597-5971	○	○	○	○	59
平井	ユートピアサンホーム（障がい者優先）	平井 2738	597-2955	○	○	○	○	92
平井	ユートピアひまわりホーム（障がい者優先）	平井 2738-3	597-6405	○	○	○	○	47
平井	日の出町民グラウンド	平井 2777	-	○				-
平井	日の出団地二号公園	平井 2196-636	-	○				-
平井	三吉野欠上公園	平井 21	-	○				-
平井	三吉野桜木中央公園	平井 204	-	○				-
平井	イオンモール日の出 駐車場等	平井 237-3	588-8000	○	○※1	○※1		-
大久野	大久野小学校	大久野 1176	597-0551	○	○	○	○	1,470
大久野	大久野中学校	大久野 1559	597-0352	○	○※1	○※1	○	2,536
大久野	肝要の里	大久野 4089	597-5290	○	○	○	○	150
大久野	日の出町やまびこホール	大久野 1165-2	597-2256	○	○※2	○※2	○	212
大久野	大久野老人福祉センター	大久野 2120-1	597-5324	○	○	○	○	130
大久野	大久野健康いきいきセンター	大久野 696-1	597-7210	○	○	○	○	20
大久野	北大久野地域多目的広場	大久野 697-1	-	○				-
計								11,714

※1 風水害時に自主避難等のために開放する施設

※2 ※1 に追加して開放する施設

※収容人数は、主となる体育館・教室・集会室・会議室・ホール等の面積を、3.3㎡当たり2名として換算

二次避難所（要配慮者避難所）

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人数（人）
平井	ひのでホーム（介護老人福祉施設）	平井 3076	597-2021	50
平井	清快園（介護老人福祉施設）	平井 3062	597-5151	10
平井	栄光の杜（介護老人福祉施設）	平井 3052	597-1536	30
平井	新清快園（介護老人福祉施設）	平井 1417-1	588-8871	30
平井	第3 サンシャインビラ（介護老人福祉施設）	平井 2368-5	597-5515	20
平井	日の出舎（障がい者支援施設）	平井 3030	597-1451	30
大久野	藤香苑（介護老人福祉施設）	大久野 3588-1	597-7222	25
大久野	日の出柴苑（介護老人福祉施設）	大久野 231-1	597-1941	30
大久野	羽生の里（介護老人福祉施設）	大久野 1263	597-6661	10
大久野	幸神さくら（介護老人福祉施設）	大久野 1718	588-7200	50
大久野	日の出太陽の家（障がい者支援施設）	大久野 5107	597-2811	30
大久野	山の子の家（障がい者支援施設）	大久野 8025-11	597-7300	3人及び保護者

※収容人数は、家族を含めた人数とする。

一時集合（避難）場所

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人数（人）
平井	谷の入会館（第1自治会）	平井 3997-2	597-1957	35
平井	第2自治会館（第2自治会）	平井 3690-3	597-1958	53
平井	三和会館（第3自治会）	平井 3239-1	597-5920	66
平井	第4自治会館（第4自治会）	平井 2512-15	597-5921	※（特別警戒区域）
平井	中野会館（第4自治会）	平井 2294-7	-	47
平井	本宿会館（第5自治会）	平井 2144	597-5490	20
平井	第6自治会館（第6自治会）	平井 1812-1	597-1909	※（特別警戒区域）
平井	第7自治会館（第7自治会）	平井 1295-2	-	59
平井	志茂町会館（第8自治会）	平井 1254	597-2547	60
平井	三吉野会館（第9自治会）	平井 896-2	597-5922	63
平井	下平井会館（第10自治会）	平井 1-5	-	85
平井	日の出団地自治会館（第24、25、26自治会）	平井 2196-636	597-1956	78
平井	日の出団地多目的施設	平井 2196-628	597-5812	39
平井	第27自治会館（第27自治会）	平井 760-9	-	26
平井	パークタウンホール（第28自治会）	平井 1009-4	597-5932	50
大久野	落合会館（第11自治会）	大久野 288-1	597-1950	59
大久野	萱窪会館（第12自治会）	大久野 1093-1	597-1104	56
大久野	羽生会館（第13自治会）	大久野 1213	597-5375	58
大久野	幸神会館（第14自治会）	大久野 2120-1	597-3069	58
大久野	新井倶楽部（第15自治会）	大久野 2333	597-5293	※（特別警戒区域）
大久野	岩井会館（第16自治会）	大久野 2801-3	597-5924	39

大久野	細尾会館 (第 17 自治会)	大久野 3332-1	597-5925	50
大久野	報徳会館 (第 18 自治会)	大久野 4310-1	597-5926	53
大久野	長井公会堂 (第 19 自治会)	大久野 5400-1	597-5927	46
大久野	水口会館 (第 20 自治会)	大久野 6594-1	-	46
大久野	北原会館 (第 21 自治会)	大久野 6942-1	597-5928	51
大久野	坊平会館 (第 21 自治会)	大久野 783-2	-	37
大久野	坂本倶楽部 (第 21 自治会)	大久野 7307-3	597-5929	50
大久野	玉の内会館 (第 22 自治会)	大久野 8256-1	597-1951	72
計				1,365

※土砂災害特別警戒区域内の会館 (*印) については、避難所としての使用はしない。

※収容人数は、主となる集会室・会議室・ホール等の面積を、3.3 m²当たり 2 名として換算

7 土砂災害警戒区域及び浸水予想区域内の要配慮者利用施設

種別	名称	所在地	連絡先
介護老人福祉施設	ひのでホーム	平井 3076	597-2021
介護老人福祉施設	清快園	平井 3062	597-5151
介護老人福祉施設	栄光の杜	平井 3052	597-1536
介護老人福祉施設	第3 サンシャインビラ	平井 2368-5	597-5515
介護老人福祉施設	藤香苑	大久野 3588-1	597-7222
介護老人福祉施設	日の出紫苑	大久野 231-1	597-1941
介護老人福祉施設	羽生の里	大久野 1263	597-6661
介護老人福祉施設	幸神さくら	大久野 1718	588-7200
介護老人福祉施設	日の出さくら	平井 3608-1	588-7100
介護老人福祉施設	グループホームかたくりの家	平井 3214-2	597-7505
介護老人福祉施設	サンライズ鉄心坊	大久野 8478	597-2287
サービス付高齢者住宅	フォレスト・イン・エステート谷戸沢	平井 3026	588-8300
介護医療施設	日の出ヶ丘デイサービス	大久野 88-1	588-0066
障がい者施設	日の出舎	平井 3030	597-1451
障がい者施設	日の出太陽の家	大久野 5107	597-2811
障がい者施設	山の子の家	大久野 8025-11	597-7300
障がい者施設 (浸水)	ユートピアひまわりホーム	平井 2738	597-6405
障がい者施設	グループホームもみの木羽生	大久野 1250-1	588-5288
児童福祉施設	宝光保育園	平井 3389-1	597-0876
児童福祉施設	大正保育園	大久野 711-1	597-3384
児童福祉施設	大久野学童クラブ	大久野 1167-6	597-1421
学校	大久野小学校	大久野 1176	597-0551
学校	大久野中学校	大久野 1559	597-0352
学校	平井中学校	平井 2654	597-0021
病院	日の出ヶ丘病院	大久野 310	597-0811
病院	大久野病院	大久野 6416	597-0873
診療所	馬場内科クリニック	大久野 1062-1	597-0550

8 防災活動拠点

防災活動拠点（予定地）

項目	施設名	所在地	備考
災対対策本部	日の出町役場	平井 2780	
災害対策本部代替施設	ひのでグリーンプラザ	平井 3231-1	
	やまびこホール	大久野 1165-2	
自衛隊部隊の受入場所	町民グラウンド	平井 2777	
	谷戸沢グラウンド	平井 3141	
臨時ヘリポート	亜細亜大学日の出グラウンド	平井 1449-1	面積 26,450 m ²
	谷戸沢グラウンド	平井 3141	面積 11,250 m ²
緊急医療救護所	公立阿伎留医療センター前	あきる野市引田 78-1	
医療救護所	保健センター	平井 2780	
災害薬事センター	保健センター	平井 2780	
物資集積拠点	ひのでグリーンプラザ	平井 3231-1	
	ひので森林こども中央公園	平井 2753-1	
	町民グラウンド	平井 2777	
給水拠点	文化の森給水所	平井 2620-4	
廃棄物仮置場	町民グラウンド	平井 2777	
	北大久野地区多目的広場	大久野 697-1	
応急仮設住宅建設用地	本宿小学校グラウンド	平井 1855	面積 5,560 m ²
	大久野小学校グラウンド	大久野 1176	面積 6,960 m ²
	平井小学校グラウンド	平井 1218	面積 3,908 m ²
災害ボランティアセンター	日の出町ボランティアセンター（日の出町社会福祉協議会）	平井 2780	
雪処分場所	役場職員駐車場	平井 2735	
	肝要の里駐車場	大久野 4089	
	三吉野欠下調整池	平井 4	
	町民グラウンド	平井 2777	